諮問番号:平成 30 年諮問第 1 号諮問日:平成 31 年 2 月 13 日答申番号:平成 30 年度答申第 1 号答申日:平成 31 年 3 月 14 日

件 名:資料に対する利用制限措置に関する件

# 答申書

# 第1 審査会の結論

○○(請求記号:○○ 発行者:○○ 発行年月:○○年○○月)(以下「本件資料」という。)につき、国立国会図書館の館長(以下「館長」という。)が利用制限措置(国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則(平成28年国立国会図書館規則第2号。以下「規則」という。)第2条に規定する資料利用制限措置をいう。以下同じ。)を採っていることは、妥当である。

# 第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、本件資料の利用制限措置を解除すべきというものである。

### 2 苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件資料は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 175 条に規定するわいせつ物に該当することが裁判において確定したとして、利用制限措置が採られているが、平成 31 年 1 月現在、インターネット等を通じて中古品が販売されており、実際に購入することが可能であることから、本件資料は公然と頒布されているものといえる。

本件資料と同様に、刑法第 175 条のわいせつ物に該当することが裁判において確定したとして利用制限措置が採られた〇〇(請求記号:〇〇 発行者:〇〇 発行年月:〇〇年〇〇月)(以下「例示資料」という。)については、わいせつとされた記述・描写と同一の内容を含む出版物が長期間にわたって公然と頒布されていると認められることから、平成 20 年 1 月に利用制限措置が解除されている。

このことから、本件資料の利用制限措置の解除を求める。

### 第3 調査審議の経過

1 調査審議の経過

平成31年2月13日 諮問、国立国会図書館職員(収集書誌部長ほか)

からの説明の聴取、調査・審議

平成31年3月14日 調査・審議

# 2 本件事案の経緯

苦情の申出書及び館長の説明によると、本件事案の経緯は、次のとおりと認められる。

苦情申出人から、平成30年10月12日に本件資料の利用が制限されたとして、同日、規則第11条の規定に基づき、本件資料に係る利用制限措置に関する説明書の交付の求めがあった。

この求めについて、館長は、同年 10 月 23 日付けで、「資料利用制限措置に関する説明書」(国図収 1810222 号)を苦情申出人に交付した。この「資料利用制限措置に関する説明書」において、本件資料の利用制限措置の内容及び期限、該当する規則第 2 条の号数並びに利用制限措置の理由について説明した。

これに対し、苦情申出人は、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 17 日付け文書により苦情を申し出、館長は同月 18 日にこれを受領した。

### 3 館長の説明の趣旨

審査会は、調査審議の過程において、規則第14条第1項の規定に基づき、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めた。その結果、得られた説明の趣旨は、次のとおりである。

# (1) 本件資料及び利用制限措置の内容

本件資料は、〇〇著〇〇 (請求記号:〇〇 発行者:〇〇 発行年月:〇〇年〇 〇月) である。

利用制限措置の内容は、利用禁止である。

#### (2) 利用制限措置の理由

刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 175 条に規定するわいせつな図画に該当することが裁判により確定した資料であることから、旧国立国会図書館資料利用制限等に関する内規(昭和 64 年国立国会図書館内規第 6 号)第 4 条第 2 号(平成 28 年 4 月の規則施行後にあっては、規則第 2 条第 3 号)にいうわいせつ物等に該当するため、利用禁止の措置を採っているものである。

# (3) 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、例示資料の利用制限措置を解除した実例を挙げて、同一の出版物が公然と頒布されているものとして本件資料の利用制限措置の解除を求めている。 そもそも、例示資料は、同資料掲載の内容が刑法第175条に規定するわいせつな 文書に該当することが裁判において確定したものであることから、昭和61年1月、 当館において利用制限措置を決定したものであるが、その後、平成20年1月の再 審議において、当該利用制限措置を採ることとした理由に関して、①及び②の状況により社会的事情の変化があったものと認められることから、当該利用制限措置を解除したものである。

- ① 裁判において刑法第175条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同 一内容を掲載した出版物が新たに刊行されたこと
- ② 長期間にわたって、①の出版物が係争となったという事実を確認できず、出版社において販売を継続していること

本件資料についてみると、本件資料の中古品をいくつかの古書店等がインターネット等を通じて個別に販売しているにすぎず、刑法第 175 条のわいせつな図画に該当するとされた記述・描写と同一の内容を含む出版物が出版社等により復刻版等として新たに刊行され、かつ長期間にわたって係争等もなく市場で流通しているという事情は確認できない。苦情申出人が利用制限措置を解除した実例として挙げる例示資料とは状況が異なり、本件資料の利用制限措置に影響を及ぼすような社会的事情の変化があったとまでは判断することはできない。

したがって、規則第2条第3号に該当するとして採られている現在の利用制限措置は適当であると考える。

# 第4 審査会の判断の理由

1 本件資料の利用制限措置に係る苦情について

本件資料の利用制限措置に係る苦情は、本件資料の中古品がインターネット等を通じて公然と頒布されていることから、利用制限措置の理由となった事情に変化があったとして、当該措置を解除すべきというものである。館長は、本件資料は規則第2条第3号に該当し、当該措置を継続することが妥当としていることから、本件資料の規則第2条第3号該当性及び当該措置継続の妥当性について検討する。

### 2 規則第2条第3号該当性及び利用制限措置継続の妥当性について

まず館長が旧国立国会図書館資料利用制限等に関する内規(昭和 64 年国立国会図書館内規第 6 号)第 4 条第 2 号(規則第 2 条第 3 号に相当。)に該当するとして利用制限措置を採ったことについて、本件資料が刑法第 175 条のわいせつな図画に該当することが裁判により確定した資料であることから、同内規が定める要件を満たしており、適正な措置であったと考えられる。

次に、本件資料の利用制限措置継続の妥当性について検討する。

国立国会図書館が規則第 2 条第 3 号に該当するとして利用制限措置を採った資料については、時代の趨勢により当該措置の判断の基礎となった社会実態等が大きく変わり、当該措置を継続することが適当ではないと認められる場合に、当該措置を解除しているところである。その判断基準として、刑法第 175 条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物が新たに刊行され、その後

も長期間にわたって係争とならずに頒布されていることとするのは、妥当である。 これに照らして、本件資料の場合は基準を満たしておらず、当該措置を継続するこ とが適当とする館長の判断も妥当である。

なお、苦情申出人は、現に古書がインターネット等で販売されていることを理由に本件資料の利用制限措置に関して事情の変化等があったものとして本件資料の利用制限措置を解除すべきと主張する。この点、刑法第175条のわいせつな文書等に該当することが裁判により確定した出版物であっても、古書としてインターネット等を通じて個別に販売されることは実態としてあり得ることであるが、そのことは直ちに、当該出版物の頒布等がもはや捜査機関による捜査の対象とはならないことを示すものではなく、本件資料についても、現に古書がインターネット等で販売されていることをもって長期間公然と頒布されているとまではいえない。

なお、本件資料の内容が刑法 175 条のわいせつな図画に該当することが裁判により確定してから今日までの間、わいせつ性についての判断の基礎が大きく変わるような判例や社会実態等の変化も存在しないものと認められる。

したがって、本件資料の利用制限措置を継続することについては合理性があり、 また当該措置を見直す理由はないものと考えられる。

# 3 結論

以上のことから、本件資料は規則第2条第3号に該当すると認められ、本件資料に係る利用制限措置を継続することは妥当であると判断した。

# 第5 答申をした委員 宇賀克也、岸田和明、宍戸常寿